

住生活空間（戸建住宅）の省エネルギー化による居住者の健康状況の変化等 に関する調査事業を行う補助事業者の募集についての公示

令和7年3月7日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を行う補助事業者の募集について公示します。

1. 事業の概要

（1）事業名

住生活空間（戸建住宅）の省エネルギー化による居住者の健康状況の変化等に関する調査事業

（2）事業の目的

我が国の高齢者人口は急速に増加しつつあり、特に2025年には団塊の世代が後期高齢者になり、要介護認定者等の増加が見込まれることなどから、高齢者の住まいの確保や、生活支援・介護・医療サービスの提供体制の確保を図ることが急務となるとともに、高齢者の健康状態をいかに維持・増進し続けていくか、介護予防が重要な課題となっている。また、障害者や子育て世帯においても、虚弱化予防や成人病予防などのための取組みが重要となっている。

高齢者等の健康状態の維持・増進に関しては、生活習慣改善などの個人の努力によるところが大きいとされる一方で、住生活空間の断熱化などの省エネルギー化が身体活動の活発化につながる効果があると考えられることなどから、健康の維持・増進に資する住生活空間のあり方を検証し、最適な住宅の普及を進めていく必要がある。

本事業は、住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況等への影響に関する調査データをもとに、省エネルギー化された戸建住宅等による居住者の健康状況に対する効果について検証を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、今後の高齢者等の健康の維持・増進に資する戸建住宅整備の推進方策を示すことを目的とする。

※本公募は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

（3）事業内容

以下の事項を全て含む居住者の健康状況に対する効果等に係る調査を実施する。

- ① 住生活空間の省エネルギー化の有無による居住者の健康状況等への影響に関する調査

ア 過年度に実施した「住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況の変化等に関する調査事業」において調査を実施した世帯に対して、コホート調査を行う。

イ 高断熱化された住宅の夏期における室内環境と居住者の健康状況等への影響に関する調査の実施計画を策定する。

- ② 住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況等に対する効果・スマートウェルネス住宅の普及等に関する検討

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和7年4月上旬 ～ 令和8年3月31日

(5) 補助対象事業者の要件

次の①～④までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- ①過年度のスマートウェルネス住宅等推進モデル事業（特定部門）により省エネルギー改修工事を行った戸建住宅を調査対象に含めること。そのために、当該事業の補助を受けた者と協力を行うこと。

- ②公平性及び中立性に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。

○業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

- ③技術能力に関する要件

○医学や建築環境工学の学識経験者が連携・協力すること。

○その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

- ④経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

2. 手続き等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：

令和7年3月7日(金)～令和7年3月21日(金)18時00分

- ② 場所：下記担当部局

- ③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限

令和7年3月21日(金)18時00分まで（必着）

- ② 場所：下記担当部局

- ③ 方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）にて提出

する場合は予め担当まで事前連絡を行い、4部（正1部・写3部）提出すること。

④ 電子メールにて提出する場合の注意事項

- ・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。

- ・着信を確認すること。
- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。
- ・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Adobe Acrobat Reader」

（これ以外での提出は無効）

（3）担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 棟口

電話：03-5253-8111（内線 39-437）

電子メール：muneguchi-k2nw@mlit.go.jp

3. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

4. その他

- （1）書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- （2）提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- （3）提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- （4）提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- （5）採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。

(6) 詳細は説明書による。